3 高技管第 233 号 令和 3 年 10 月 12 日

土木部各課長 土木部各出先機関長 様

技術管理課長 (公印省略)

鉄筋構造物における生コンクリートのスランプの適用について(通知)

国土交通省では、i-Construtionのトップランナー施策の一つとして、生産性向上を進めるため、「コンクリート構造物の設計・施工段階における生産性向上の取組」(令和3年3月25日付け国技建菅第25号)が作成されたところです。

このため、高知県土木部においても、下記のとおり鉄筋構造物における生コンクリートのスランプの適用について運用を定めましたので通知します。

記

1 対象構造物

呼び強度 21 N/mm2 および 24 N/mm2 で設計する鉄筋構造物

2 適用するスランプ

12 c m

- 4 適用年月日
 - ・令和3年10月12日以降に鉄筋構造物を設計する委託業務
 - ・令和3年10月12日以降に鉄筋構造物を設計計上する工事 なお、既発注工事についても、受発注者間で協議し、設計変更できるものとする
- 5 問い合わせ先

技術管理課 (技査) 井上、廣末、吉村 TEL 088-823-9826